



Weekly 第5号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近1週間の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。
2017（平成29）年5月1（月）～7日（日）までの1週間です。
詳細は厚生労働省のHPなどで確認してください。

■指導監査実施要綱を公表（5月2日）（注）発出は4月27日

社会福祉法改正に伴い、厚労省は都道府県知事や指定都市の市長などへ「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定」（4月27日付、社会・援護局長、老健局長など）を通知し、公表した。要綱のポイントは以下の通り。

【**類型**】(1) 一般監査と特別監査の2類型。(2) 一般監査は一定の周期により「指導監査ガイドライン」=下段=に基づいて実施。(3) 特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施する。同ガイドラインに基づく実施のほか、原因を把握するため必要に応じて詳細な確認を行う。

【一般監査の周期】

■特に大きな問題のない法人は**3か年に1回**。

■ア. 会計監査人を設置し、会計監査報告で適正意見が記載されている法人は**5か年に1回**。イ. 会計監査人は未設置だが、契約した会計監査人、監査法人による監査が実施され、会計監査報告に適正意見が記載されている法人も**5か年に1回**。ウ. 公認会計士や税理士などから支援を受けて書類を作成した法人は**4か年に1回**。

■福祉サービス第三者評価の受審結果を公表した法人、福祉関係養成校の研修生や介護相談員、ボランティアの受け入れなど地域社会に開かれた運営を行っている法人は**4か年に1回まで延長できる**。

【**改善指導**】違反は原則「文書指摘」とし、軽微の場合は「口頭指摘」とする。

■**改善が図られない場合** 指導しても改善されない場合は「改善勧告」→改善勧告を指導しても改善が図られない場合は「公表」などの措置を講ずる。正当な理由がなく改善措置を取らない場合は「改善命令」→改善命令に従わない場合は「業務の全部もしくは一部停止の命令」（改善命令）、役員解職勧告または解散命令などの措置も検討して速やかに実施する

【**指導監査結果の報告**】結果は厚労省社会・援護局福祉基盤課に報告する。

（以下、略）

◎**指導監査ガイドライン**（全77ページ）概要

○一般監査に関する「**監査事項**」「**チェックポイント**」「**着眼点**」「**指摘基準**」「**確認書類**」を定めた。

○項目は、Ⅰ法人運営（定款、内部管理体制、評議員・評議員会、理事、理事会、監事、会計監査人、報酬、など）

Ⅱ. 事業（定款の沿った事業、社会福祉事業、公益事業、収益事業など）。

Ⅲ. 管理（人事、資産、会計、その他＝特別利益供禁止、社会福祉充実計画など）